

長 建 協 発 第 32 号
平成24年 4月16日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、民法の一部を改正する法律により、建設業法、浄化槽法、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が改正され、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人が法人であるときは、その役員について、これらの法律による許可又は登録の欠格要件を判断することとなりました。

今般の法の施行に伴い、建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則等に基づく提出書類について、別添のとおり改正を行った旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。